平成18年10月1日

要綱

改正 平成24年4月1日要綱

〔題名改正〕

平成25年4月1日要綱

平成26年4月1日要綱

平成28年1月1日要綱

平成28年4月1日要綱

令和元年7月1日要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の外出のための支援を実施すること(以下「事業」という。)により、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すとともに、障がい者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(平成24年4月1日・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び逗子市の地域生活支援事業所の登録等に関する要綱(平成18年10月1日施行。以下「登録要綱」という。)の例による。

(平成25年4月1日・一部改正)

(事業の内容)

- 第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。
 - (1) 社会生活上必要不可欠な外出の際の移動支援
 - (2) 余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援
 - (3) その他市長が必要があると認める移動支援
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用する

ことができない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 社会通念上事業を利用することが適当でない外出
- (3) 同様の福祉サービスを利用できるとき。
- (4) 1日の範囲内で用務を終えることができない外出
- (5) その他市長が適当でないと認める外出 (平成24年4月1日・平成26年4月1日・一部改正)

(実施方法)

- 第4条 事業は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 個別支援 従業者1名以上が障がい者等1名に対して行う支援
 - (2) グループ支援 従業者1名が最大で障がい者等2名に対して行う支援 (平成26年4月1日・追加)

(実施主体)

- 第5条 事業の実施主体は、逗子市とする。
- 2 市長は、登録要綱第3条の登録を受けた地域生活支援事業者(以下「事業者」という。)に事業の全部又は一部を提供させることができる。

(平成24年4月1日・平成26年4月1日・一部改正)

(職員配置、設備及び運営)

第6条 事業者がその事業所ごとに置くべき従業者の員数、設備及び運営については、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省 令第171号)における指定居宅介護及び指定居宅介護事業者に関する規定を準用するも のとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(平成26年4月1日・追加)

(対象者)

- 第7条 事業の対象者は、障がい者等であって、次の各号のいずれかに該当するものと する。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度が1級又は2級の視覚障害児・者及び障がいの程度が1級又は2級の肢体不自由障害児・者

- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に 基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その 他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定め る程度である者であって18歳以上であるもの
- (5) 児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童
- (6) その他市長が事業の実施が必要であると認める者 (平成24年4月1日・平成25年4月1日・平成26年4月1日・一部改正) (利用の申請)
- 第8条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、障がい者等移動支援事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(平成24年4月1日・平成26年4月1日・一部改正)

(利用の決定等)

- 第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査のうえ、サービス支給量を決定し、障がい者等移動支援事業利用決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに、事業の利用時間数等を記載した障害福祉サービス受給者証を交付するものとする。
- 2 事業の利用時間数は、原則1月につき50時間を限度とする。

(平成24年4月1日・平成26年4月1日・一部改正)

(有効期限及び更新申請)

- 第10条 前条の規定による利用決定の有効期限は、利用決定の日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間の末日までとする。ただし、利用決定の日が月の初日である場合にあっては、1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間の末日までとする。
- 2 利用者は、有効期限到達後も引き続き事業を利用しようとするときは、有効期限到

達日までに第6条に規定する申請を行わなければならない。

(平成24年4月1日・平成26年4月1日・令和元年7月1日・一部改正)

(利用の変更及び廃止)

- 第11条 事業を利用する者又は事業を利用する者の保護者(以下「利用者」と総称する。) は、次に掲げる事項に該当するときは、障がい者等移動支援事業利用変更申請書(第 3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。
 - (1) 利用者の住所等を変更したとき。
 - (2) 事業の利用時間数を変更しようとするとき。
 - (3) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査のうえ、変更 の可否を決定し、障がい者等移動支援事業利用変更決定通知書(第4号様式)により 利用者に通知しなければならない。

(平成24年4月1日・平成26年4月1日・一部改正)

(利用の取消し)

- 第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による 利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 事業の対象者でなくなったとき。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
 - (3) その他市長が利用を不適当であると認めたとき。

(平成26年4月1日・一部改正)

(利用の方法)

第13条 利用者は、事業を利用しようとするときは、障害福祉サービス受給者証を事業 者に提示し、事業者と事業の利用に係る契約を締結するものとする。

(平成26年4月1日・一部改正)

(グループ支援実施の届出)

第14条 グループ支援を実施しようとする事業者は、実施の都度、障がい者等移動支援 事業 (グループ支援) 実施届 (第5号様式) を実施日の2週間前までに市長に提出す るものとする。

(平成26年4月1日・追加)

(利用者負担金等)

- 第15条 利用者は、別表第1及び別表第2に定める費用の額から、当該額の100分の90 に相当する額を差し引いた額を事業者に支払うものとする。この場合において、障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援並びに逗子市地域生活支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行)第4条に規定する訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業を利用している場合を含めた同一月の利用者の上限負担額については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条の規定を準用して算定した額とし、これを超えた額については、助成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、移動に伴う交通費等のほか事業者が利用契約に基づき定める費用等について当該実費を負担しなければならない。

(平成26年4月1日・令和元年7月1日・一部改正)

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に 定める。

(平成26年4月1日·一部改正)

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り繕 い使用することができる。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月1日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1 (第15条関係)

個別支援

基本額分	利	用時間	単	.価
			身体介護を伴わな	身体介護を伴う場合
			い場合	
	8~18時	30分未満	795円	869円
	(日中)	1時間未満	1,590円	1,738円
		1 時間30分未満	2,385円	2,607円
		2 時間未満	3,180円	3,476円
		2 時間30分未満	3,975円	4,346円
		3 時間未満	4,770円	5,215円
		3 時間30分未満	5,565円	6,048円
		4 時間未満	6,360円	6, 953円
		4 時間30分未満	7, 155円	7,822円
		5 時間未満	7,950円	8,692円
		5 時間30分未満	8,745円	9,561円
		6 時間未満	9,540円	10,430円
		6 時間30分未満	10,335円	11, 299円
		7 時間未満	11, 130円	12,168円
		7 時間30分未満	11,925円	13,038円
		8 時間未満	12,720円	13,907円
		8 時間30分未満	13,515円	14,776円
		9 時間未満	14,310円	15,645円
		9 時間30分未満	15, 105円	16,514円
		10時間未満	15,900円	17,384円
		10時間30分未満	16,695円	18, 253円

6~8時/18	30分未満	996円	1,091円
~22時	1 時間未満	1,992円	2, 173円
(夜間早朝)	1 時間30分未満	2, 978円	3, 264円
	2時間未満	3, 975円	4,346円
	2時間30分未満	4,971円	5, 437円
	3 時間未満	5, 967円	6,519円
	3 時間30分未満	6, 953円	7,610円
	4 時間未満	7, 950円	8,692円
	4 時間30分未満	8,946円	9, 783円
	5 時間未満	9,942円	10,865円
	5 時間30分未満	10, 928円	11,956円
	6 時間未満	11, 925円	13,038円
	6 時間30分未満	12, 921円	14, 129円
22~翌6時	30分未満	1, 197円	1.303円
(深夜)	1時間未満	2, 385円	2,607円
	1時間30分未満	3, 582円	3,911円
	2時間未満	4,770円	5, 215円
	2時間30分未満	5, 967円	6,519円
	3 時間未満	7, 155円	7,822円
	3時間30分未満	8, 352円	9, 126円
	4 時間未満	9,540円	10,430円
	4 時間30分未満	10,737円	11,734円
	5 時間未満	11,925円	13,038円
	5 時間30分未満	13, 122円	14, 341円
	6 時間未満	14, 310円	15,645円
	6 時間30分未満	15,507円	16,949円
	7 時間未満	16, 695円	18, 253円
	7 時間30分未満	17,892円	19,557円
	8時間未満	19,080円	20,860円

		8 時間30分未満	20, 277円	22, 164円
開始時加(減)	日中30分		53円	1,568円
算分	夜間早朝30分		63円	1,961円
	深夜30分		74円	2,353円
	日中1時間			2,501円
	夜間早朝1時	間		3,127円
	深夜1時間			3,752円
	日中1時間30分	分		3,540円
	夜間早朝1時	間30分		4,420円
	深夜1時間30分	分		5,310円
	日中30分夜間-	早朝30分	▲10円	2,734円
	夜間早朝30分	日中30分	10円	2,893円
	夜間早朝30分	架夜30分	▲21円	3,360円
	深夜30分夜間-	早朝30分	10円	3,519円
	日中1時間夜	間早朝30分		3,794円
	夜間早朝30分	日中1時間	10円	3,932円
	日中30分夜間-	早朝 1 時間	▲21円	4,038円
	夜間早朝1時	間日中30分		4,165円
	夜間早朝1時間深夜30分			4,685円
	深夜30分夜間早朝1時間			4,823円
	夜間早朝30分	架夜 1 時間	▲10円	4,918円
	深夜1時間夜	間早朝30分		5,045円

備考

- 1 従業者2名による支援を行った場合、上記単価に2を乗じた額を算定する。
- 2 利用時間は30分単位とし、表中「1時間」とは30分以上1時間未満、「1時間 30分」とは1時間以上1時間30分未満の利用時間とし、それぞれ利用した時間に 応じて算定する。
- 3 利用時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。 (令和元年7月1日・追加)

別表第2 (第15条関係)

グループ支援

基本額分	;	利用時間	単価				
			身体介護を伴わない場合				
	8~18時	30分未満	557円				
	(日中)	1 時間未満	1,113円				
		1 時間30分未満	1,670円				
		2時間未満	2, 226円				
		2 時間30分未満	2,783円				
		3 時間未満	3, 339円				
		3 時間30分未満	3,896円				
		4 時間未満	4,452円				
		4 時間30分未満	5,009円				
		5 時間未満	5, 565円				
		5 時間30分未満	6, 122円				
		6 時間未満	6,678円				
		6 時間30分未満	7, 235円				
		7 時間未満	7,791円				
		7 時間30分未満	8, 348円				
		8 時間未満	8,904円				
		8 時間30分未満	9,461円				
		9 時間未満	10,017円				
		9 時間30分未満	10,574円				
		10時間未満	11, 130円				
		10時間30分未満	11,687円				
	6~8時/1	8 30分未満	697円				
	~22時	1時間未満	1,394円				
	(夜間早朝)	1時間30分未満	2,085円				
		2時間未満	2,783円				

		2時間30分未満	3,480円
		3 時間未満	4,177円
		3 時間30分未満	4,867円
		4 時間未満	5, 565円
		4 時間30分未満	6, 262円
		5 時間未満	6,959円
		5 時間30分未満	7,650円
		6 時間未満	8,348円
		6 時間30分未満	9,045円
	22~翌6時	30分未満	838円
	(深夜)	1 時間未満	1,670円
		1 時間30分未満	2,507円
		2 時間未満	3,339円
		2 時間30分未満	4,177円
		3 時間未満	5,009円
		3 時間30分未満	5,846円
		4 時間未満	6,678円
		4 時間30分未満	7,516円
		5 時間未満	8,348円
		5 時間30分未満	9, 185円
		6 時間未満	10,017円
		6 時間30分未満	10,855円
		7 時間未満	11,687円
		7 時間30分未満	12,524円
		8 時間未満	13,356円
		8 時間30分未満	14, 194円
開始時加	日中30分		37円
(減) 算分	夜間早朝30分	}	44円
	深夜30分		52円

日中30分夜間早朝30分	▲ 7 円
夜間早朝30分日中30分	7 円
夜間早朝30分深夜30分	▲15円
深夜30分夜間早朝30分	7 円
夜間早朝30分日中1時間	7 円
日中30分夜間早朝1時間	▲15円
夜間早朝30分深夜1時間	▲ 7 円

備考

- 1 利用時間は30分単位とし、表中「1時間」とは30分以上1時間未満、「1時間 30分」とは1時間以上1時間30分未満の利用時間とし、それぞれ利用した時間に 応じて算定する。
- 2 利用時間30分未満の場合で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。 (令和元年7月1日・追加)

障がい者等移動支援事業 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 利用申請書 障がい者等日中一時支援事業

申請年月日

年 月 日

逗子市長

他

□日中一時支援

次のとおり申請します。

	フ	リガナ										
申請	氏	名	個人番号:			生年	月日		年	月	日	
者	住	所	〒			電記	番号					
£il B	フリン日由語	ガナ に係る				生年	月日		年	月	日	
		尼氏名	個人番号:			続	柄					
	ト障害 帳 番		療育番	育手帳 号				精神障害者保健 福祉手帳番号				
			病 び社会生活を総合的に支援す 5疾病名を記載すること。)	名かるため								
サ	陪	害 福 初	障害支援 区分の認定 有・	無区	分 1	2	3	4 5 6 有 刻 期 間				
ビス利	1	サービン)種類、	内容等							
用の			- 17 . 1941 1	•無	要介護	度	要支持	援()・要介護	1	2 3	4	5
状況		護保険	1 4/14 12 / - 11 / - 1)種類、	内容等							
			•									
Þ	区分				サート	ごスσ	種類					
1	地域生活支援事業給付費						申請	តに係る具体的内容				
i	刊 系	□移動	助支援	□個別	刂支援			時	間/	′月		
		_,,,,		□グバ	レープ支	援				. •		
	その	□訪問	問入浴サービス				日/	/月(原則1日/週)			

利用者負担額の減免・軽減申請に係る収入申告の内容の確認に当たり、自らの収入、租税公課、資産状況等について市職員が関係機関に調査することに同意します。

日/月

申請者氏名	(F)

第 号 年 月 日

様

逗 子 市 長 回

障がい者等移動支援事業 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 利用決定通知書 障がい者等日中一時支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、地域生活支援事業の利用について次のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

受給者証番号	申請者氏名
利用決定年月日	利用決定に係る
	障がい児氏名

	_						
利	J						
利用決定内容	1						
決	Ļ						
定	<u>:</u>						
内]						
容	3						

審査請求及び取消訴訟

1 審査請求について

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、逗子市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

障がい者等移動支援事業 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 変更申請書 障がい者等日中一時支援事業

逗子市長

次のとおり申請します。

						申請年	月日 年	月	日	
申請	フリ	ガナ 名	個人番号:		生年月日		年	月	日	
者	住	所	〒			電話番号				
フリガナ 利用申請に係る					生年月日		年	月	日	
	がい児		個人番号:			続 柄				
	に障害者帳番号	.		療育手帳 番 号			精神障害者保 福祉手帳番			
疾 病 名 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律施行令に規定する疾病名を記載すること。)										

サービ	障害福祉関係サービス	障害支援 区分の認定 利用中のサービ		分 1内容等	2	3	4	5	6	有期	効 間				
ス利用		要介護認定	有・無	要介	護度	要	支援	()・要ク	~ 護	1	2	3	4	5
の状況	介護保険サービス	利用中のサービ	スの種類、	内容等											

区分 変更申請するサービスの種類						
	訪問系・その他	地域生活支援事業給付費 申請に係る具体的内容				
		□移動支援	□個別支援	時間/月		
		□′炒剿又饭	□グループ支援			
		□訪問入浴サービス	日/月(原則1日/週)			
		□日中一時支援	日/	/ 月		
変理	更 の 由					

第 号年 月 日

様

逗 子 市 長 回

障がい者等移動支援事業 重度身体障がい者訪問入浴サービス事業 利用変更決定通知書 障がい者等日中一時支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、地域生活支援事業の利用について次のとおり変更決定し、受給者証を交付しますので通知します。

受給者証番号	申請者氏名
変更年月日	利用決定に係る
	障がい児氏名

変	
更	
後	
0	
内	
容	

審査請求及び取消訴訟について

1 審查請求

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、逗子市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この場合であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に逗子市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

障がい者等移動支援事業(グループ支援)実施届

	_	- 1	=
逗	- 1	П-	72
, ,	, ,	13.7	×

<u>所在地</u>	
事業者名称	
代表者氏名	Œ

移動支援事業(グループ支援)を次の内容で実施するので届け出します。

		, , , , , , ,		
実	加	ti	日	年 月 日
予	定	時	間	: ~ :
行	j	Š	先	
1	ベン	ト 名	称	
行			程	
利	用	者	数	Д
従	業	者	数	Д

※利用者一覧

No	氏名	No	氏名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

事業所名			
担当者名			
雷話番号	_	_	

第1号様式

(平成28年1月1日・全改)

第2号様式

(平成28年4月1日・全改)

第3号様式

(平成28年1月1日・全改)

第4号様式

(平成28年4月1日・全改)

第5号様式

(平成26年4月1日・追加)